

## 清須市総合計画審議会設置条例（平成17年9月30日条例第156号）

## （設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、清須市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## （所掌事項）

第2条 審議会は、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について市長の諮問に応じ調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

## （組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 市教育委員会の委員
- （2） 市農業委員会の委員
- （3） 市内の公共的団体の役員又は職員
- （4） 学識経験を有する者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## （任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## （参与）

第7条 審議会に参与を置くことができる。

2 参与は、国又は県の行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 参与は、審議会に出席して意見を述べることができる。

## （庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

## （委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附属機関等の会議公開制度

## 1 目的

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、市民参加による市政を促進し、より一層開かれた市政を推進することを目的とする。

## 2 会議の公開の基準

原則として公開する。

## 3 会議開催の事前公表

会議の開催日時、場所、議題、公開・非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続等を事前に市ホームページ等で公表する。

## 4 公開の方法

傍聴人の定数をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴人には会議資料を配布する。

## 5 会議録の公開

会議の出欠席者、会議の経過、結果等を記載した会議録を作成し、会議で配布した資料とともに市ホームページ及び担当課で公開する。なお、公開事項には委員名を含むものとする。